

4野高第1668号
令和5年 3月14日

新2年生・新3年生 保護者 様

東京都立野津田高等学校長
池戸 成記
(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援事業(4月申請)のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

この制度は、**所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯に対して授業料を半額に減額する制度**です。

申請を希望する保護者の方は、本校経営企画室にて書類を配布しますので、別紙色刷りのご案内もご覧のうえ、下記のとおり申請してください。3月中の申請も可能です。

記

1 対象となる世帯 就学支援金の対象外の世帯(世帯年収おおよそ910万円以上)^{*}で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

^{*}正確には、(令和4年度区市町民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整控除の額)が304,200円以上の世帯を指します。

現在 就学支援金を受けている世帯は対象外です。

2 申請書類の配布 野津田高等学校経営企画室窓口で配布しております。
生徒さんが申請書を受け取りに来ることも可能です。
学校のホームページからもダウンロードできます。

^{*}申請される場合は、上記1の要件を満たしていることを必ずご確認ください。

3 提出書類 授業料通信教育料減免申請書
扶養親族等状況届
扶養する子の健康保険証の写し(3人分)

4 提出方法 経営企画室窓口又は郵送
生徒さんが経営企画室に提出しても結構です。

5 提出期限 令和5年 4月14日(金)学校必着

<問合せ先>

東京都立野津田高等学校
経営企画室 学事担当
電話 042(734)2311